４．８　貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

１　目的

この基準は，災害時に貯水槽内の水道水を有効活用できるようにするため，貯水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いに必要な事項を定めるものとする。なお，この基準に定めのないものについては「給水装置工事施行指針」によるものとする。

(解説)

この基準は，貯水槽を有する共同住宅等が，災害時に貯水槽の水を応急用給水として使用できるための基準を定めるもの。

２　適用の対象

この基準の対象は，次のすべての項目に適用となるものとする。

（１）貯水槽を有し，一次側に量水器の設置がなく，各戸に設置した量水器により検針している建物の場合。

（２）原則として 100 世帯以上のマンション等の共同住宅もしくは貯水槽の有効容量が 30 立方メートル以上の容量を確保しているもの。

（３）その他，上下水道事業管理者が認めるもの。

(解説)

（１）この基準で対象とする建物は，各戸メーターにより検針している建物が対象となる。貯水槽の一次側にメーターが設置されている建物は，水を使用した場合にメーターを通過しているので，使用水量が把握できるため，この基準の対象外になる。

（２）非常用給水栓を設置するマンション等の共同住宅は，応急給水所としての役割を担うため，100 世帯以上を有しているもしくは貯水槽の容量が 30 立方メートル以上を確保しているかのいずれかの条件を満たしているものが対象になる。

３　適用の条件

災害により上下水道局から水が供給されず，かつ，停電等により貯水槽のポンプが作動しないため各戸に給水できない場合にのみ使用できるものとする。

(解説)

上下水道局からの給水が断水しても通電している場合は，貯水槽に蓄えている分の水を利用することができる。

また，停電により貯水槽のポンプが停止し各戸に給水できなくなっても，水道水が供給されている場合は，直結共用栓で給水することができる。

単に水道が断水したから，停電により加圧ポンプが止まったからといった理由だけでは使用することはできない。両方の条件がそろった時に使用することができる。

４　水道料金の適用

（１）この基準により設置する非常用給水栓については，災害時に貯水槽内の水道水を応急給水として有効活用することを目的とするため，水道料金については適用しないものとする。

（２）上記（１）の適用は，本基準の３の規定に適合しなくなったと認めるときまでとする。

（解説）

非常用給水栓は災害時にのみ使用できることとしているため，通常の生活用水とは異なり，応急給水としての役割を果たすことから水道料金については適用しないものとする。

水道料金を適用しない期間は，上下水道局からの給水が開始されたとき，または，停電が解除されたときのいずれかにより貯水槽機能が復活し，本基準の規定に適合しないと認めるときまでとする。

5　設置の条件

非常用給水栓を設置する場合，次の各号に掲げる設置条件を遵守するものとする。

（1）非常用給水栓には量水器を設置せず，通常時に容易に使用することが出来ないように封印を施すものとする。

（2）非常用給水栓は，口径20㎜以下とすること。なお，給水栓の数は申請時に上下水道局と協議により決定するものとする。

（3）非常用給水栓の取出し位置は，貯水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。

（4）既設貯水槽に非常用給水栓を設置する場合，貯水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。

（5）住民への周知方法として，上下水道局指定のプレートを見やすい場所に表示すること。

（6）上下水道局へ設置の申請を届けること。

（7）その他，上下水道事業管理者からの指示があった場合。

（解説）

（1）非常用給水栓は，災害時に使用するものであり，通常時の使用を認めていないので，封印して，住民が普段は使用出来ないように対策を施しておくこととする。

（2）非常用給水栓（蛇口）の口径は，過大なものは避け，通常一般に使用している口径13㎜か20㎜とし，給水栓の水栓数については上下水道局と協議して決めるものとする。

（3）非常用給水栓の取出し位置は，貯水槽内の濁り等に気をつけるため，底部の排水管付近は避け，有効水量の範囲内から取り出すものとする。

（4）改造により既設の貯水槽に給水栓を設置する場合は，貯水槽の強度や耐久性に影響を及ぼすことのないよう施工方法に注意すること。

（5）非常用給水栓を設置した場合には，通常時の使用ができないことを住民に周知するため，設置者は上下水道局指定のプレートを設置すること。

（6）設置にあたっては上下水道局に届け出を行い，新規または改造の図面を作成すること。

（7）特段条件を提示しなければならない時は上下水道局の指示に従うこと。

6　維持管理及び点検等

（1）非常用給水栓の設置者は，非常用給水栓の管理者（以下，管理者とする）を定め，すみやかに上下水道局へ「非常用給水栓管理者選任（変更）届」（様式Ⅲ）を提出するものとし，管理者の変更があった場合も速やかに同様の届出をするものとする。

（2）管理者は，次に掲げる事項を行うものとする。

・非常用給水栓を適正に管理及び点検をすること。点検結果について，年１回「非常用給水栓定期点検報告書」（様式Ⅳ）を上下水道事業管理者に提出すこと。

・非常用給水栓を使用したときは，遅滞なく「非常用給水栓使用届」（様式Ⅴ）により使用日時を上下水道局に報告すること。

（解説）

（1）設置者は，非常用給水栓の管理者を選任し，上下水道局に管理者選任の届出を提出することとし，管理者の変更があった場合は，遅滞無く変更の届出を行うものとする。

（2）

・管理者は，非常用給水栓の維持管理を行い，封印が破られて無断使用されることがないように管理に努めるものとする。

また，年１回点検を実施し「非常用給水栓定期点検報告書」（様式Ⅳ）により上下水道局に点検結果と写真を添付して提出する。

・管理者は，非常用給水栓を使用した場合，応急給水終了後遅滞無く「非常用給水栓使用届」（様式Ⅴ）を上下水道局に提出するものとする。

７　設置の申込

設置者は，設置の申込をする場合，上下水道事業管理者に次の書類を添えて提出すること。

（1）非常用給水栓設置届（様式Ⅰ）

（2）非常用給水栓確約書（様式Ⅱ）

（3）非常用給水栓管理者選任（変更）届（様式Ⅲ）

（解説）

非常用給水栓を設置する場合，非常用給水栓設置届と非常用給水栓確約書，非常用給水栓管理者選任（変更）届を添えて提出する。この際に，非常用給水栓にはメーターを設置しないため水道番号が無いが，親メーターの水道番号により処理するものとする。

８　承諾及び検査

（1）上下水道事業管理者は，非常用給水栓設置申請書類を審査し，適当だと認めたときは，「非常用給水栓設置承諾書」により設置者に通知する。

（2）非常用給水栓設置工事終了後，上下水道局による工事完了検査を実施するものとする。工事完了と認められた後，検査職員により水栓を封印するものとする。

（解説）

上下水道局に非常用給水栓工事終了後は，検査職員による立会い検査を実施し，検査合格後に他の者が使用できないよう封印する。

９　立入点検

上下水道事業管理者は，非常用給水栓設置後，必要に応じて管理者立会いのもと上下水道局による点検を実施す

ることができる。

（解説）

上下水道局は，非常用給水栓設置後，必要に応じて維持管理状況の確認を行うために，立入点検を実施する。

１０　廃止

設置者は，次の各号のいずれかに該当し，非常用給水栓の廃止したときは上下水道事業管理者に「非常用給水栓廃止届」（様式Ⅵ）を提出する。

（１）本基準の２の規定に適合しなくなったとき。

（２）貯水槽の使用が必要なくなったとき。

（解説）

設置者は，非常用給水栓の必要がなくなったときは，上下水道局に廃止届を提出する。

１１　撤去

上下水道事業管理者は，次の各号のいずれかに該当する場合，設置者に非常用給水栓の撤去を命じることができる。

（１）本基準の３の規定に反した非常用給水栓の使用があったと認められるとき。

（２）本基準の５の規定を満たさない場合。

（３）上下水道局からの改善指導に従わない場合。

（解説）

上下水道事業管理者は，設置者が設置した非常用給水栓の不正な使用があった場合や管理ができない場合は，非常用給水栓の撤去を命じることができる。

１２　費用負担

非常用給水栓の申込み，設置，廃止及び撤去に係る費用は，すべて設置者の負担とする。また，保守点検，修理等に係る費用についても同様とする。

（解説）

通常の工事と同様，申込費，工事費及び付帯工事に係る費用はすべて設置者の負担である。また，保守点検や修理に係る費用も同様である。

１３　その他

この基準に定めるもののほか，この基準の施行について必要な事項は，上下水道事業管理者が別に定めるものとする。

（施行月日）

1　この取扱基準は，平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2　この取扱基準は，令和 5 年 9 月 1 日から施行する。